

「小樽市出産・子育て応援事業」のご案内

(妊婦のための支援給付金)

全ての妊婦の方と子育て世帯の方が安心して出産・子育てができるよう、相談をとおして、寄り添いサポートを行うとともに、経済的負担の軽減を図ります。

妊娠・出産・育児の気がかり、ありませんか？



出産の準備は何か必要なの？

赤ちゃんのお世話のイメージ
がつかない。

育児の相談が
したい。



他の子育て世代の方と
話がしたい！！

妊娠中から子育て期まで、子育て世代のみなさんを応援します！

母子健康手帳交付時面接

母子健康手帳や妊婦健診受診票などをお渡しします。妊娠中のこと、産後のことなど、ご相談いただけます。

8 か月頃のアンケート

妊娠 8 か月頃のアンケートに回答。妊娠中、産後のことなど、心配なことなどがあれば何でもご相談ください。

こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に助産師、保健師が訪問。赤ちゃんの体重測定や産婦さんの体調についてご相談いただけます。

給付金（1 回目）

（妊婦 1 人当たり 5 万円給付）
* 母子健康手帳交付時に、申請書をお渡します。

給付金（2 回目）

（胎児 1 人当たり 5 万円給付）
* 申請書は、8 か月頃のアンケート回答後にご自宅へ郵送します。妊娠 32 週以降に申請してください。

【申請方法は裏面をご確認ください】

1 給付の対象となる方

小樽市に住所を有する妊婦

※医師により胎児心拍が確認された後、何らかの理由で妊娠を中断された方も対象となります。

2 給付内容

- ① 出産応援給付金（妊婦支援給付 1 回目）：妊婦 1 人当たり 5 万円
- ② 子育て応援給付金（妊婦支援給付 2 回目）：胎児 1 人当たり 5 万円（例：双胎の場合は 10 万円）

3 給付要件

- ① 医師により胎児心拍の確認がされていること。
- ② 2 回目の給付金の申請は、妊娠 32 週以降であること。
- ③ 他の自治体で出産・子育て応援交付金、妊婦のための支援給付金による同種のギフト（クーポン等含む）の給付を受けていないこと。
- ④ 市町村、医療機関、相談支援機関との情報確認・共有について同意があること。

4 申請

	① 出産応援給付金（妊婦支援給付 1 回目）	② 子育て応援給付金（妊婦支援給付 2 回目）
実施内容	給付金の申請には、妊婦であることの認定が必要です。母子健康手帳交付時面談の際に、保健師等が出産や子育ての相談に応じ、申請書のお渡しやご案内をします。	妊娠している胎児の人数に応じて給付金を支給します。8 か月頃のアンケートに回答いただいた後、申請書をご自宅へ郵送します。 ※妊娠 32 週以降、申請ができます。
申請に必要なもの	☐ 申請書 ☐ 本人確認書類（「6 注意事項」を参照） ☐ （妊婦本人名義の）口座番号が確認できるものの写し （例 通帳、キャッシュカード等）	☐ 申請書 ☐ 本人確認書類（「6 注意事項」を参照） ☐ （妊婦本人名義の）口座番号が確認できるものの写し （例 通帳、キャッシュカード等）

5 給付金の振込み

- ・給付決定後に市より決定通知書を郵送し、申請書にご記入いただいた銀行口座にお振り込みします。（給付までお時間がかかります。あらかじめご了承ください。）

6 注意事項

- ・本人確認書類：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳、年金証書、児童扶養手当証書など
- ・虚偽の申請があった場合、支給した給付金の返還及び法律により罰せられます。